

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32687

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02302

研究課題名（和文）生活保護不正受給の認定のあり方と防止施策の研究 福祉事務所の実態を基に

研究課題名（英文）Research on the certification of improper receipt of public assistance and measures to prevent it

研究代表者

池谷 秀登（IKETANI, HIDETO）

立正大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：70609627

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は生活保護不正受給の認定の判断のあり方と不正受給の防止策について福祉事務所の実態を基にした検討である。

不正受給の防止には福祉事務所ケースワーカーによるケースワークが必要であることがわかった。この成果は研究分担者と合わせて学会等での2回の報告、8本の論文を雑誌に掲載し、図書1冊も刊行することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

厚生労働省などにより生活保護の不正受給件数、金額等が増加傾向にあるといわれているが、不正受給の原因や福祉事務所による防止策についての研究はこれまで行われていなかった。本研究ではK市との共同研究、各種研究会での議論を基に不正受給の防止にはケースワーカーによる丁寧なケースワークが必要であり不正受給の防止に効果があることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to examine the way in which decisions are made regarding the recognition of unfair receipt of public assistance in Japan, and to examine measures to prevent unfair receipt of public assistance. It became clear that casework by caseworkers is necessary to prevent unjust receipt of benefits. The results of this study were reported at academic conferences, published in journals, and published in books.

研究分野：社会科学

キーワード：生活保護 不正受給 生活保護法第78条 被保護者 福祉事務所 ケースワーカー ケースワーク

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近年、不正受給件数は増加しており、不正受給の件数及び不正受給額は1998年度では4,063件・約30億円であったのに対し2019年度には32,392件・約130億円となっており、ここ数年は微減ではあるものの高止まりの傾向となっている。そこで、生活保護行政では不正受給の発見のために課税額と収入申告額の突合による課税調査等が強化され、生活保護法の改正により罰則も強化された。しかし、いずれも事後的な対応であり、現在の生活保護行政では有効な不正受給防止施策が構築されているとはいえない。

また、福祉事務所による不正受給の決定率の高低が最大22.8倍生じていることはすでに明らかにしており(池谷秀登「生活保護不正受給と福祉事務所の実施体制」『賃金と社会保障1719号』)、その原因として不正受給の理解が福祉事務所により異なることが挙げられる。

このことは国民の生存権保障のために国家責任で行われる生活保護において、福祉事務所により「不正受給とは何か」という理解が異なることで被保護者の同じ行為であっても福祉事務所により不正受給か否かの判断・決定が異なり、被保護者への権利侵害が生じるとともに有効な不正受給防止施策ができない原因の一因とも考えられる。

そこで不正受給の認定のあり方や不正防止施策はどのようにあるべきかを研究することが適正な生活保護行政の実施にとり必要なものと考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究は生活保護行政における不正受給か否かの判断を行う基準の内容と経過を検討することで、福祉事務所による不正受給の判断はどのようになっているのか、不正受給の防止施策はいかにあるべきかを検討し、不正受給に対する適正な生活保護行政を構築するための示唆を与えることを目的として行われるものである。

### 3. 研究の方法

- (1) 不正受給の判断方法について行政通知、裁判例などについて分析、検討を行った。
- (2) A自治体福祉事務所において複数の事例についての不正受給の有無の判断について検討を行った。
- (3) B自治体と共同研究の協定を結び、B自治体福祉事務所と連携し在宅の被保護世帯全てを対象に不正受給についての内容を含むアンケート調査を実施した。
- (4) B自治体のアンケート調査結果について分析検討を行った。
- (5) 複数の自治体のケースワーカー、査察指導員等が参加するC研究会を開催し不正受給の判断方法について検討をした。

### 4. 研究成果

- (1) 生活保護行政における不正受給の有無の判断基準の経過とその運用の解明  
不正受給した保護費の徴収規定(生活保護法第78条)は現行法により新設された。このことで刑事罰とは異なる生活保護行政独自の不正受給の判断が行われることになった。  
法制定時には生活保護行政では不正受給についての具体的な判断基準は示されず、1966年に厚生省より収入申告義務違反にあたっての不正受給の有無の判断基準が『生活保護百問百答 17 生活保護の実施要領編』で示されるに至った。  
1968年に『生活保護手帳(別冊)』の刊行から不正受給の判断基準がより明確な問答形式とされ、以降は文言の加除はあるものの収入申告義務違反に関わる不正受給の判断基準はこれを基に現在に至っている。  
しかし、A自治体、B自治体、C研究会において、それぞれ検討した結果、厚生労働省から示されている不正受給の判断基準を知らないケースワーカーがいることがわかった。

そのため、厚生労働省の示した不正受給の有無の判断基準に基づかないで不正受給と判断する場合があることがわかった

- (2) 裁判例の検討からは、不正受給受給に関わる行政通知を違法とするものは見当たらずケースワーカー等による不正受給についての説明不足を指摘するものがあった。
- (3) B自治体との共同研究により明らかとなった被保護者の認識  
不正受給等の説明のある「保護のしおり」はアンケート回答者の96%がわかりやすいとの回答であった  
ケースワーカーより収入申告義務の説明を受けた結果「理解できた」人は63%であり、その結果「収入があれば必ず福祉事務所へ申告を行う」人は87.6%であった。  
しかし、どのようなことが不正受給となるのかの説明を受けたことのある人は56%であり、ケースワーカーによる不正受給の説明が十分でない場合があることがわかった。  
このため、不正受給として返還を求められた人のうち、その理由に「納得できない・わからない」人は31.7%と3分の1近くいた  
これらから被保護者には「保護のしおり」などの配布物やケースワーカーによる収入申告義務の説明の理解と不正受給についての理解に乖離があることがわかった。  
不正受給の防止のためには、申告義務についての周知と同様にどのような場合に不正受給になるのかについて具体的にケースワーカーが説明をする必要がある。  
その場合には被保護者の病状や生活歴、家庭環境などを踏まえて被保護者が理解できるように説明する必要がある
- (4) これらの検討結果から、生活保護の不正受給の防止には被保護者に対してはケースワーカーによるケースワークが不正受給防止には必要であることがわかった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 817
2. 論文標題 不正受給の判断の実際	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 生活と福祉	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 816
2. 論文標題 生活保護の不正受給	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 生活と福祉	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 37号
2. 論文標題 生活保護行政における就労支援の意義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人間の福祉	6. 最初と最後の頁 37-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 796号
2. 論文標題 不正受給の意図の立証	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生活と福祉	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 800号
2. 論文標題 預金口座への無申告入金の扱い	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生活と福祉	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林健太郎	4. 巻 97巻第4号
2. 論文標題 勤労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けた者に対する生活保護法第78条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、基礎控除の額に相当する額を控除しないことの適否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 143-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池谷秀登	4. 巻 1773
2. 論文標題 保護費の返還から考える生活保護行政のあり方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 賃金と社会保障	6. 最初と最後の頁 4-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池谷秀登
2. 発表標題 福祉事務所による生活保護不正受給決定の判断方法 ケース診断会議録からの検討
3. 学会等名 貧困研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 池谷秀登
2. 発表標題 生活保護費返還金決定処分等取消請求事件
3. 学会等名 東京社会保障法判例検討会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 池谷秀登	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 219
3. 書名 支援困難事例から考える生活保護ケースワーク	

1. 著者名 菊池馨実編著 池谷秀登、遠藤美奈、秋元美世、西村淳、森悠一郎、尾形健、岡田正則、上山泰、川久保寛、棟居徳子、長谷川珠子、清水昌紀	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 324
3. 書名 相談支援の法的構造 「地域共生社会」構想の理論分析ー	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	林 健太郎  (HAYASHI KENTARO)  (50803516)	慶應義塾大学・産業研究所(三田)・講師    (32612)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------